

いじめ防止対策基本方針

1 基本方針

いじめに対する基本姿勢

いじめはどの学校、学級、生徒にも起こり得るという意識をもつ。

- ① いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守りとおす。
- ③ いじめをする生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者と信頼関係を築き、地域や関係諸機関との連携を図る。

(1) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、防止のために主体的に行動できる集団づくりに努める（学校全体で「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成）。
- ② 道徳、特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー（以下SC）、心のふれあい相談員を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することが絶対ないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。
- ⑥ 職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校と家庭、地域が協力し、全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。
- ② 生徒の行動を注視する。
- ③ 保護者と情報を共有する。
- ④ 地域と日常的に連携する。

(3) 早期対応、解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、管理職、学校いじめ対策推進教員と生活指導部、SCが中心としたいじめ防止対策委員会を招集し、組織で対応にあたり、詳細な事実確認に基づく早期の適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を行う。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保し、守り通す。
- ③ 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ④ いじめをする生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省、謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡をとり、生徒のケアに努める。

(4) 重大事態への対処

- ① いじめられた生徒の安全および落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ② 関係機関（区が設置するサポートチーム等）、専門家との相談、連携を行う。
- ③ 設置者による事実関係調査への協力および報告を行う。
- ④ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

2 具体的な取り組み

(1) 相談体制の充実

- ① 1学年ではSCによる全員面接を実施する。2学年、3学年も随時二者面談を行う。
- ② SCや心のふれあい相談員を活用し、学校の相談機能を高める。
- ③ 校内支援員会にSCや心のふれあい相談員も出席を要請するなど、日常的に連携を強めていく。
- ④ 緊急の窓口について掲示物や配付物で周知徹底し、深刻な事案に迅速に対応できるようにする。

(2) 実態把握

- ① 生活指導部や学年を中心に年3回の生活アンケートを実施したり、いじめチェックリストを活用したりして生徒の行動を観察する。
- ② アンケートの実施後は、各学年・担任教諭が個別の聞き取りを行う。
- ③ 聞き取り後はいじめ問題解決に向けた迅速な事実確認と対応を組織的に行う。

3 教員の取り組み

- ① いじめ対策マニュアル、いじめ総合対策等の指導資料を活用する。
- ② 研修会に積極的に参加するようにする。
- ③ SNS東京ノートを活用して、生徒への指導を実施する。

4 生徒の自主的な取り組み

- ① 生徒が主体となって活動する場を設定する。
 - ・「学園中人権宣言」の作成、見直し。(生徒総会前後に行う)
 - ・月別人権目標の作成 生徒会だよりでの発表。
 - ・SNS学園中ルールの徹底。
 1. 22時以降、SNSを利用しない。
 2. SNS上に悪口を書かない。
 3. 相手のことを考えてSNSを利用する。
- ② 学校として、区が実施する「いじめ防止対策」の取り組み「いじめ一掃プロジェクト」(スローガン、ポスター製作、シンボルマーク作成、いじめ撲滅宣言)に積極的に参加し、意識を高める。
- ③ 学活でいじめ防止について話し合い、集団の意識や個人の意識を高めさせる。

5 ふれあい月間の取り組み

- ① 6月、11月、2月に設定されている「ふれあい月間」の周知徹底を図る。
- ② いじめ防止対策委員会を中心に、担任と情報を共有し、解決を目指す。

6 教職員の指導力の向上

- ① いじめアンケート調査の状況を詳細に分析し、指導に生かす。
- ② 携帯電話、インターネット等を通して行われるいじめ防止のための講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

7 いじめ防止対策委員会の設置

- ① いじめ案件の対応については、通年で組織する「いじめ防止対策委員会」で協議する。
- ② 委員会のメンバーは、校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとする。いじめの案件が起きている場合の委員会には、担任や顧問も参加する。
- ③ いじめ防止対策委員会は、校内のいじめ問題(未然防止も含む)について方針を協議し、組織的に対応できるよう各担当連携しながら改善・解決に導いていく。

参考資料

・ いじめ総合対策第二次・一部改訂

・ 人権教育プログラム(学校教育編)